

**令和8年度神戸市域における保育需給に係る地域分析ツールの活用・改善に向けた
調査・分析事業業務委託実施要領（公募型プロポーザル）**

1 案件名称

令和8年度神戸市域における保育需給に係る地域分析ツールの活用・改善に向けた調査・分析事業

2 業務内容に関する事項

(1) 事業目的と概要

- ・人口減少下において、本市の保育ニーズについても2024年度から2029年度の間全市で約2,500人減少する見込みであるが、需給バランスは区ごと、年齢ごとで不均一となっている。
- ・特に、1～2歳については、育休取得期間の長期化傾向により、保育ニーズが高い状況が続く見込みであり、2029年度においても、450人分の1歳児定員が必要となる見込みとなっている。
- ・こうした保育需給に関する神戸市の課題を踏まえ、国が開発した「地域分析ツール」を必要に応じてカスタマイズを行った上で、現状把握・分析、将来推計を行い、神戸市域全体の保育定員の最適化や、保育需給の可視化に向けた施策立案に向け、支援を行う。

(2) 業務内容

別紙「仕様書」のとおり

(3) 委託金額（契約上限額）

9,500,000円（消費税・地方消費税含む）

(4) 契約期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

3 契約に関する事項

(1) 契約の方法

神戸市契約規則の規定に基づき、委託契約を締結する。契約内容は本市と協議のうえ、仕様書及び企画提案書に基づき決定する。

なお、契約の締結に際し、万一、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約締結をしないことがある。

(2) 委託料の支払い

業務完了後、本市の検査を経て、受託者の請求に基づき支払うこととする。

(3) 契約書案

別紙（頭書及び委託契約約款）参照

(4) その他

契約締結後、当該契約の履行期間中に受注者が神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

4 応募者資格

次に掲げる条件のすべてに該当すること。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しないものであること。
- (2) 代表者及び役員に破産者及び禁固以上の刑に処せられている者がいる団体でないこと。
- (3) 参加申請関係書類の提出期間の最終日から契約候補者選定までの間に、神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止を受けていないこと。
- (4) 神戸市における請負及び委託契約の業務について、これまで契約違反など履行状況が不良との評価を受けていないこと。
- (5) 銀行取引停止処分を受けていないこと。
- (6) 会社更生法に基づく再生手続き開始の申立又は民事再生法に基づく再生手続き申立がなされている団体（更生又は再生の手続き開始の決定がなされている者で履行不能に陥るおそれがないと神戸市が定めた団体を除く。）でないこと。
- (7) 神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けていないこと。
- (8) 神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱第 5 条に該当しないこと。
- (9) 租税公課の滞納処分を受けていないこと。
- (10) 共同企業体による応募の場合は、代表者及び構成員が上記(1)から(9)を全て満たすこと。また、神戸市との連絡調整は、代表者が行い、委託契約に係る事務処理についても代表者の名義で行うこと。これを確認するために、全構成員の共同企業体結成同意書（様式 8 号）を提出すること。

5 スケジュール

- (1) 公募開始（応募書類等の配布） 令和 8 年 5 月 11 日(月)
- (2) 参加表明書の提出・質問受付期限 令和 8 年 5 月 25 日(月)17 時必着
- (3) 質問に対する回答 令和 8 年 6 月 1 日(月)までを予定
- (4) 企画提案書の提出期限 令和 8 年 6 月 22 日(月)17 時必着
- (5) 提案審査会 令和 8 年 6 月下旬（予定）
- (6) 選定結果通知 令和 8 年 6 月下旬（予定）
- (7) 契約締結・事業開始 令和 8 年 7 月 1 日（水）（予定）

6 応募書類等の配布

- (1) 配布開始 令和 8 年 5 月 11 日(月)
- (2) 配布場所 神戸市ホームページに掲載
- (3) 配布書類
 - ①実施要領（本書）
 - ②仕様書
 - ③各種様式（様式 1～様式 10）

7 応募手続き等に関する事項

(1) 参加申請手続き

ア 参加申請期限 令和8年5月25日(月)17時必着

イ 提出書類 参加表明書(様式1) ※共同企業体の場合は、代表者が提出すること。

ウ 提出方法 本要領「10. 問い合わせ先」までEメールにより提出すること

(2) 質問の受付

ア 質問受付期限 令和8年5月25日(月)17時必着

イ 提出書類 質問票(様式2)

ウ 提出方法 本要領「10. 問い合わせ先」までEメールにより提出すること。

※回答方法参加表明を行った者全員に対して、令和8年6月1日(月)までにEメールにより回答予定

(3) 企画提案書の提出

ア 提出期限 令和8年6月22日(月)17時必着

イ 提出書類

① 企画提案書提出書(様式3)

② 企画提案書(様式自由)

③ 見積書(様式自由) ※消費税・地方消費税を含む

④ 業務実績調書(様式4)

⑤ 業務実施体制表(様式5)

⑥ 予定スタッフの経歴・従事業務調書(様式6)

⑦ 共同企業体結成届出書(様式7)(該当ある場合)

⑧ 共同企業体結成同意書(様式8)(該当ある場合)

⑨ 法人・団体概要がわかる資料(様式自由)

⑩ その他補足資料(任意、様式自由)

⑪ 電子契約システム利用確認書(様式9) ※

※ SMBC クラウドサイン株式会社が提供する電子契約サービスによる契約締結に応じる場合、提出すること。詳細は、以下参照。

市HP : https://www.city.kobe.lg.jp/a32541/20220520_econtract.html

ウ 提出方法

「PDFデータ」にて本要領「10. 問い合わせ先」まで、Eメールにより提出すること。

8 選定に関する事項

(1) 評価項目と配点

審査委員は、応募者の企画提案書に対して以下の評価基準に沿って、100点満点で評価を行い、各委員の点数の平均点(=評価点)が最も高い応募事業者を受託候補者として選定する。

項目		審査基準	配点	
1	実施内容	調査・分析の手順や手法について、効率的かつ具体的で妥当な方法が示されているか。 また、調査結果のイメージについて具体的に示されているか。	10	
		調査・分析	施策の検討、具体化を行ううえでの効果的な提案となっているか。	10
			市から提供を受けたいデータや提案者が所有する資産等の活用について、具体的な内容が示されているか。また、その内容が本業務を行ううえで、有益なものであるか。	10
		支援業務	効率よく、かつ効果的な事業の実施に向けた準備等の支援を行うための手順、手法、成果物のイメージ等が、具体的に示されているか。	10
			提案者が想定できる範囲で必要かつ実施可能とした支援の内容が十分であり、かつ、有益なものであるか。	10
2	プロジェクト管理等	進捗管理、リスク・課題管理などプロジェクトを円滑に推進するための手順、手法、成果物のイメージ等について、具体的に妥当な方法が示されているか。	10	
3	スケジュールと役割分担	本業務を遂行するための作業や進捗報告、成果物納品について、妥当なスケジュールが示されているか。	10	
4	実施体制	業務遂行責任者及び本業務の主な担当者は、他の自治体等において本件に類似した業務の経験や、他の自治体等の事例、保育に関する知見を有しているか。	10	
		実施体制が明確に示され、適切にかつ柔軟に対応できる人員配置が十分に行われているか。		
5	その他	見積金額 契約上限額と比較した価格 $10 \times (1 - \text{提案価格} / \text{契約上限額})$	10	
6		価格点 地元企業に対する加点 提案者は、神戸市に本店、支店等を設けているか (本店 10 点、支店 5 点)	10	
合計			100	

(2) 評価点

審査の結果、評価点が最も高い事業者が複数いる場合は当該応募者のうち、以下の評価基準の順に点数を比較し、点数が高い者を受託候補者とする。なお、評価点の合計が5割に達していない場合は、委託予定事業者として選定しない。

①「実施内容」の合計点数

②「実施体制」の点数

なお、委託予定事業者が辞退又はこの公募型プロポーザル実施要領の規定に違反した事等を理由に協議が不調のときは、提案審査会で順位付けられた上位の者から順に契約の締結の協議を行う。

(3) 選考結果の通知および公表

評価結果および選定結果は決定後速やかに、文書で通知する。その際の通知内容は、採用可否並びに採用受託者および各応募者の順位・点数とする。また、神戸市ホームページにも、選定した事業者名と評価点、他の応募者の評価点を掲載する。

9 その他

(1) 提案に要する費用、条件等

- ア 企画提案書の作成に要する費用は、提案者の負担とする。
- イ 企画提案書は、神戸市情報公開条例に基づく公開請求があった場合は、契約候補者に選定されたかどうかに関わらず、同条例第 10 条各号に該当する情報を除いて、公開の対象となる。
- ウ 提出後の修正・変更・返却は受け付けない。
- エ 提出された企画提案書は、審査・業者選定の用途以外に提案者に無断で使用しない（神戸市情報公開条例に基づく公開を除く）。
- オ 参加申請後に神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止又は神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けた者の公募型プロポーザル参加は無効とする。

(2) 企画提案書提出後の辞退

企画提案書の提出後に、提案審査会への応募を辞退する場合は、速やかに「応募辞退届（様式 10）」を本要領「10. 問い合わせ先」まで、Eメールにより提出すること。

10 問い合わせ先

神戸市こども家庭局幼保振興課 藤田・栗原

【所在地】神戸市中央区加納町6丁目5番1号 神戸市役所1号館8階

【電話番号】078-322-5216 【FAX 番号】078-322-6042

【Eメール】kosodate_hoiku@city.kobe.lg.jp